



# 鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)  
号外第46号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (36) (管理課) ..... 2
	港湾法施行細則の一部を改正する規則 (37) (空港港湾課) ..... 2
	鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の 一部を改正する規則 (38) (＼) ..... 3
	建築士法施行細則の一部を改正する規則 (39) (建築課) ..... 4
	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (40) (＼) ..... 6

——— 公布された規則のあらまし ———

### 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

- 1 指名競争入札における指名通知の期限に関する定めを、入札の公告を行う場合には廃止することとした。(第19条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

- 1 建築士事務所の登録を受けようとする者による申請書等の提出先を住所地を管轄する地方県土整備局長又は総合事務所長(住所地が、八頭郡である場合にあっては鳥取地方県土整備局長、日野郡である場合にあっては西部総合事務所長。以下「管轄局長等」という。)(現行 知事)とすることとした。(第1条の2関係)
- 2 建築士事務所の登録の通知を交付する者を管轄局長等(現行 知事)とすることとした。(第2条の2関係)
- 3 建築士事務所の登録簿の閲覧場所に鳥取地方県土整備局建築住宅課並びに中部総合事務所及び西部総合事務所の県土整備局建築住宅課を加えることとした。(第3条の2関係)
- 4 建築士事務所の登録の内容の変更及び廃業等の届出をしようとする場合における届出先を管轄局長等(現行 知事)とすることとした。(第8条の2関係)
- 5 受験申込書に添付しなければならない書類のうち、実務の経験を証する使用者の証明書を廃止することとした。(第13条関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 7 施行期日等
  - (1) この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

### 鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 建築物の建築等に関する確認申請書に添付する書類に、特定行政庁による交通上支障がない旨の認定を受けたことを証する書面等を加えることとした。(第2条関係)
- 2 建築物の建築等に関する確認申請書に添付する書類のうち、よう壁の設置以外のがけの崩壊を防止するための措置の状況を示す図書を廃止することとした。(第2条関係)
- 3 定期報告を要する建築物に係る報告書に添付する書類に、当該建築物の構造等に関する一級建築士等によ

る調査の結果を記載した書類を加えることとした。(第5条関係)

- 4 災害危険区域内における特殊建築物の許可の申請書類に添付する書類のうち、各階平面図、<sup>し</sup>尿尿浄化槽又は合併浄化槽の見取図等を廃止することとした。(第13条関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第36号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(入札参加者の指名等)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第10条第2項の規定は、前項の通知について準用する。<u>ただし、入札の公告を行う場合にあっては、この限りでない。</u></p>	<p>(入札参加者の指名等)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第10条第2項の規定は、前項の通知について準用する。</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第37号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則（昭和51年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用等の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項又は第4項の規定による許可（以下「使用等の許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により事前に申請書を提出することができない場合は、電話その他の方法で申請することができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(使用等の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項又は第3項の規定による許可（以下「使用等の許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により事前に申請書を提出することができない場合は、電話その他の方法で申請することができる。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第38号

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則（昭和61年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式（第2条関係）</p> <p>臨港地区分区内禁止構築物建設（改築・用途変更） 許可申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例第2条の許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	<p>別記様式（第2条関係）</p> <p>臨港地区分区内禁止構築物建設（改築・用途変更） 許可申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例第2条の許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p>

年 月 日	年 月 日
郵便番号	郵便番号
住 所	住 所
申請者 ふりがな	申請者 ふりがな
氏 名	氏 名
(法人にあっては、名称)	(法人にあっては、名称)
及び代表者の氏名	及び代表者の氏名
電話番号	電話番号
構築物の所在	構築物の所在
する分区名	する分区名
略	略
注1～3 略	注1～3 略
添付書類 略	添付書類 略

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第39号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。）に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録の申請)</p> <p>第1条の2 法第23条第1項又は第3項の規定によって建築士事務所の登録を受けようとする者は、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第20条の規定による登録申請書等を住所地在管轄する地方県土整備局長又は総合事務所長（住所地在八頭郡で</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第1条の2 法第23条第1項又は第3項の規定によって建築士事務所の登録を受けようとする者は、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第20条の規定による登録申請書等を前条第1項の地方県土整備局長又は総合事務所の県土整備局長を経由して知</p>

ある場合にあつては鳥取地方県土整備局長、日野郡である場合にあつては西部総合事務所長とする。以下「管轄局長等」という。)に提出しなければならない。

(事務所登録の通知)

第2条の2 法第23条の3第2項の規定による登録の通知は第5号書式により管轄局長等が交付する。

2 略

3 法第23条の7及び法第26条の規定により登録を抹消され、又は取り消された場合においては、第1項の登録通知書を管轄局長等に返納しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第3条の2 法第23条の8の規定による登録簿は、鳥取県県土整備部建築課、鳥取地方県土整備局建築住宅課並びに鳥取県中部総合事務所及び鳥取県西部総合事務所の県土整備局建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。

(変更及び廃業等の届出)

第8条の2 法第23条の5及び法第23条の6の規定による届出は、管轄局長等に対して行わなければならない。

(受験申込書)

第13条 2級建築士試験又は木造建築士試験(法第15条の17第1項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)が2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「2級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、第6号書式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる書類

ア 略

事に提出しなければならない。

(事務所登録の通知)

第2条の2 法第23条の3第2項の規定による登録の通知は第5号書式により第1条第1項の地方県土整備局長又は総合事務所の県土整備局長を経由して交付する。

2 略

3 法第23条の7及び法第26条の規定により登録を抹消され、又は取り消された場合においては、第1項の登録通知書を知事に返納しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第3条の2 法第23条の8の規定による登録簿は、鳥取県県土整備部建築課内に備え閲覧に供する。

(変更及び廃業等の届出)

第8条の2 法第23条の5及び法第23条の6の規定により知事に届出をしようとする場合においては、第1条第1項の地方県土整備局長又は総合事務所の県土整備局長を経由して届け出なければならない。

(受験申込書)

第13条 2級建築士試験又は木造建築士試験(法第15条の17第1項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)が2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「2級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、第6号書式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる書類

ア 略

イ 法第15条第1号に該当する者のうち実務の経験を必要とする者又は同条第2号若しくは第4号に該当する者にあつては、実務の経験を証する使用者の証明書(その証明書を得ら

<p>イ 略 (2) 略 (3) 申請前 6月以内に脱帽し無背景で正面から <u>上三分身</u>を写した写真で縦5.5センチメートル、横 4 センチメートルのもの</p> <p>2 略</p>	<p>れない正当な事由がある場合においては、<u>これに代わる適当な書類</u>)</p> <p>ウ 略 (2) 略 (3) 申請前 6箇月以内に脱帽し正面から <u>上半身</u>を写した写真で縦5.5センチメートル、横 4 センチメートルのもの</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の建築士法施行細則（以下「新規則」という。）第 2 条の 2 第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる新規則第 1 条の 2 の規定による申請に係るものについて適用し、同日前に行われた改正前の建築士法施行細則第 1 条の 2 の規定による申請に係るものについては、なお従前の例による。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第40号**

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。）に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(確認申請書の添付書類) 第 2 条 法第 6 条第 1 項の確認の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>(確認申請書の添付書類) 第 2 条 法第 6 条第 1 項の確認の申請書には、<u>省令第 1 条の 3 第 1 項又は第 2 項に定めるもののほか</u>、次</p>

(1) 略

(2) 条例第4条に規定するがけの上又は下に建築物を建築する場合において、当該建築物の位置が同条各号に掲げる区域（災害危険区域を除く。）内であるときは、よう壁の設置の状況を示す図書又は同条ただし書の規定による認定を受けたことを証する書面

(3) 条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は条例第9条ただし書の規定による認定を受けたものにあつては、当該認定を証する書面

(4) 略

2 略

(特殊建築物の定期報告)

第5条 略

2 省令第5条第3項の規則で定める書類は、省令第1条の3第1項の表一の(い)項に掲げる図書（尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。）及び法第12条第1項の規定による調査の結果を記載した書類とする。

3 略

(建築設備等の定期検査)

第6条 略

2 略

3 略

(許可等の申請)

第13条 省令第10条の4第1項若しくは第4項又は第10条の4の2第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 省令第1条の3第1項の表一の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書

(2)及び(3) 略

2 条例第3条ただし書の規定による許可の申請は、様式第7号による申請書に、省令第1条の3第1項の表一の(い)項に掲げる図書（各階平面図及び尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。）を添付してしなければならない。

に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 条例第4条に規定するがけの上又は下に建築物を建築する場合において、当該建築物の位置が同条各号に掲げる区域（災害危険区域を除く。）内であるときは、当該がけの状況又は擁壁の設置その他のがけの崩壊を防止するための措置の状況を示す図書

(3) 略

2 略

(特殊建築物の定期報告)

第5条 略

2 法第12条第1項の規定による報告は、様式第3号による報告書に、省令第1条の3第1項の表の(い)項に掲げる図書（し尿浄化槽の見取図を除く。）を添付してしなければならない。

3 略

(建築設備等の定期検査)

第6条 略

2 略

3 法第12条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、様式第4号による報告書を提出してしなければならない。

4 略

(許可等の申請)

第13条 省令第10条の4第1項若しくは第4項又は第10条の5第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 省令第1条の3第1項の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書

(2)及び(3) 略

2 条例第3条ただし書の規定による許可の申請は、様式第7号による申請書に、省令第1条の3第1項の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書並びに敷地の状況及び災害を防止するための措置の状況を示す図書を添付してなければならない。

3 略

3 略

様式第3号 (第5条関係)

特殊建築物定期調査報告書 鳥取県知事 様 建築基準法第12条第1項の規定により、調査の結果を報告します。 年 月 日 所有者氏名 (管理者) 印						
1	所有者住所氏名					
2	管理者住所氏名					
3	主要用途及び名称					
4	敷地の位置			5	地域、地区	
6	敷地面積	m <sup>2</sup>	7	建築面積	m <sup>2</sup>	
			建ぺい率		%	
8	延べ面積		m <sup>2</sup>			
			容積率		%	
9	今後の増築、改築、修繕又は模様替の計画等参考となる事項					
10	調査者資格住所氏名		建築士事務所名			
11	調査年月日					
12	総括所見					
13 敷地の状況	(1) 敷地が接する道路の数					
	(2) 敷地が道路に接する長さ					
	(3) 地形、よう壁 その他特記事項					
	(4) 避難通路の有無及び管理状況					
	(5) その他					
14	建築物の構造及び建築設備の状況			別紙のとおり		
受		付	欄	処	理	
年		月	日			
係		員				

備考1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。  
 2 印欄は、記入しないでください。  
 3 10欄から14欄までは、調査者が記入してください。

別紙

1	確認年月日 第号	年月日第号	2	竣工年月日	年月日
3	構造		4	階数	5 延べ面積 m <sup>2</sup>
(1) 構造強度					
(2) 耐火建築物 簡易耐火建築物					
(3) 外壁及び開口部					
(4) 防火壁、防火区画、界壁					
(5) 換気設備					
(6) 排煙設備					
(7) 防火設備 (スプリンクラー等)					
(8) 内装					
(9) 廊下・階段					
(10) 歩行距離					
(11) 出入口の施錠装置					
(12) 非常用の照明装置 非常用の侵入口					
(13) 屋上広場					
(14) 安全、衛生、防火及び 避難に関しその他参考 となる事項					

備考 記入に当たっては、設置の有無等のほか、配置が適正か、使用が容易であるか等についても所見を記入してください。

様式第4号 (第6条関係)

建築設備(工作物)定期検査報告書 鳥取県知事 様 建築基準法第12条第2項(第88条第1項において準用する同法第12条第2項)の規定により、調査の結果を報告します。 年 月 日 所有者氏名 (管理者) 印	
--	--



1	所有者住所氏名							
2	管理者住所氏名							
3	敷地の位置							
4	建築物 工作物の名称及び用途							
5	建築設備等の概要	エレベーター	用途	用 No.号	速 度	m/分	積載 荷重	t
							定員	人
		エスカレーター	用途	用 No.号	速 度	m/分	輸 送 力	人/時
	遊戯施設	名 称		速 度 回 転 数	m/分 R.R.M		定員	名
6	工事施工者住所氏名	電話 ( ) 番						
7	保守業者住所氏名 (又は設備管理責任者)	電話 ( ) 番						
8	検査者資格住所氏名							
9	検査年月日及び確認年月日、番号	検査年月日	完了検査年月日	前回検査年月日	確認年月日	番号		
		年月日	年月日	年月日	年月日	第 号		
10	検査者総括所見							
	受付欄	処 理 欄						
	年 月 日 第 号 係員							

備考1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。  
 2 印欄は、記入しないでください。  
 3 5欄及び8欄から10欄までは、検査者が記入してください。

様式第3号及び様式第4号 削除

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

